

今回から「相続手続きに欠かせない公的機関等への照会」をシリーズで解説しています。今回は、証券会社及び信託銀行への照会について解説します。

上場株式等については、証券会社や銀行等から株式や投資信託等の残高証明書を入手することから始めます。残高証明書による確認以外にも、以下のような方法によって上場株式等の有無を確認します。

## 1. 証券会社

### (1) 取引報告書

注文が成立する都度、証券会社などから後日、郵送される書類が取引報告書であり、電子書面の場合もあります。投資信託では15時までに申し込みをすると、その日の基準価格で購入できますが、その日の終値をもとに基準価格は計算されるため、概算で資金を預けておき最終的にいくらで買ったのかを取引報告書で確認することになります。この取引報告書の送付については、金融商品取引法により証券会社などに義務付けされているものです。

### (2) 特定口座年間取引報告書

特定口座年間取引報告書は、税法に基づき、特定口座を開設した居住者等の氏名、住所、その年中に譲渡した上場株式等の譲渡対価の額、取得費の額、譲渡に要した費用の額、信用取引の差損益の額等を記載し、年間の譲渡損益等を集計した報告書で、証券会社が作成/交付するものです。

### (3) 顧客勘定元帳

顧客勘定元帳とは、取引（売買および入出金）に伴う精算金額が記載された法定帳簿で、株式取引の売買および入出金の履歴が一覧になって記載されています。

証券会社へ顧客勘定元帳の写しを請求する場合、過去10年分の取引について交付を受ける（証券会社によっては有料のところもあります。）ことができます。

## 2. 信託銀行

被相続人の証券会社の口座の残高を確認しただけでは、単元未満株の申告漏れを起こす可能性があります。そこで、配当金の支払通知書の控えや、所有する株式の銘柄について、株主名簿管理人（多くは信託銀行で、会社のホームページや会社四季報などで確認することができます。）に対して、株式の残高証明書を信託銀行に電話で請求し、単元未満株の存在を確認するようにします。

また、株式の残高証明書と合わせて、株式異動証明書を信託銀行に電話で請求すれば、所有株式の名義書換日などの異動が分かります。これを確認することで、名義株主の判定に役立ちます。

### (1) 特別口座と単元未満株式

相続財産に上場株式がある場合、株主名簿管理人である信託銀行に対して「特別口座」の株式（主に単元未満株が多くあります。）の有無を確認する必要があります。

単元未満株とは、売買単位が1単元（100株）に満たない株式のことをいい、証券会社の口座ではなく信託銀行が管理する「特別口座」で管理されていることが多く、証券会社の残高証明書を取得しただけでは確認がとれないこともあります。なお、電子化されなかったタンス株なども特別口座で管理されています。

なお、特別口座で保管されている株式等の残高証明書は、発行会社の定めた基準日（会社法124）時点となります。そのため、相続開始時点での証明はできないことから、相続開始時点の直前と直後の基準日時点の残高証明書を取得して確認することになります。

### (2) 証券代行部への照会

株主名簿管理人を確認した後は、当該信託銀行の証券代行部に電話で照会を行います。株主名簿管理人ごとの証券代行部の連絡先は、各信託銀行のホームページや会社四季報で確認することができます。なお、電話は相続人本人が行う必要はなく、申告の委任を受けた税理士等の代理人からの照会でも受け付けてもらえます。

照会に当たって、「相続開始日における特別口座の残高を確認したい」旨を伝えると、証券代行部からは株式の銘柄を確認され、当該信託銀行が管理している銘柄であることの確認が行われます。

その後、①被相続人の漢字氏名及び住所、②相続開始日、を伝えると2～3週間後に、特別口座についての照会の回答書が被相続人の住所宛てに送付されます。

このほか、未受領配当金の有無についても照会することができます。